

## 産業廃棄物処理施設設置許可申請書を縦覧しています (平成30年12月7日)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供します。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

### 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

前橋市富士見町小暮2295番地の13 株式会社テシマ 代表取締役 手島規泰

### 2 廃棄物処理施設の設置の場所

桐生市新里町高泉字下ノ沢205番1から3まで、206番1、206番2、207番1から3まで、207番8、208番1、208番2及び208番6

### 3 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設、同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

### 4 処理する廃棄物の種類

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩ゴムくず、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※⑪及び⑫は、付着した分離不可物を処理するためのものに限る。

### 5 申請年月日

平成30年3月20日

### 6 縦覧の場所

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課、群馬県東部環境事務所、桐生市環境課及び桐生市新里支所市民生活課

### 7 縦覧の期間

平成30年12月7日から平成31年1月7日まで

## 生活環境保全上の見地からの意見書の提出について

### 1 意見書の記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 意見書を提出する対象事業の名称
- (3) 施設設置に関して利害関係を有する理由
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

※なお、記載事項は日本語で記載すること。

### 2 意見書の提出方法及び提出先

意見書は、持参又は郵送により次のいずれかの場所に提出することができる。

- (1) 群馬県前橋市大手町一丁目1-1 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課
- (2) 群馬県太田市西本町60-27 群馬県東部環境事務所

### 3 意見書の提出期間

平成31年1月21日まで

このページについてのお問い合わせ

環境森林部廃棄物・リサイクル課  
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-2861  
FAX 027-223-7292  
sanpai@pref.gunma.lg.jp